

芳香族アミンの取扱事業場に関する調査結果等について
～第一報（平成 28 年 1 月 21 日時点）～

1. 全国調査の概要

昨年末から、労働基準監督署の職員が以下の事業場に立ち入り、オルト-トルイジンの取扱状況や労働者・退職者の膀胱がんの病歴等について調査を実施。

調査 1：オルト-トルイジンを取り扱っていると考えられる全国 38 の事業場

調査 2：①過去にオルト-トルイジンを取り扱っていたと考えられる全国 19 の事業場

②オルト-トルイジンを取り扱っていたことを労働基準監督署において独自に把握している事業場

2. 調査 1 の結果等

(1) 労働基準監督署による調査結果

○38 事業場のオルト-トルイジンの取扱状況を確認したところ、以下のとおり。

- ①オルト-トルイジンを現在取り扱っている事業場：17 か所
- ②オルト-トルイジンを過去に取り扱っていた事業場：10 か所
- ③オルト-トルイジンを取り扱ったことのない事業場：11 か所

○オルト-トルイジンを取り扱ったことがある 27 事業場（上記①及び②）の内訳は以下のとおり。なお、各事業場に対し、業務状況に応じたオルト-トルイジンのばく露防止対策の徹底を図った。

①製造過程で取扱いのある事業場：25 か所

【Ⅰ 取扱状況】

- ㊦オルト-トルイジンを原料として化学品を製造している事業場：19 か所
- ㊧化学品の製造過程で副生成物として少量のオルト-トルイジンが発生する等の事業場：6 か所

【Ⅱ ばく露機会】

- ㊨製造設備が密閉化されている事業場（ただし、サンプル採取等の作業はあり）：22 か所
 - ㊩製造設備が自動化されておらず、オルト-トルイジンを反応させる工程や設備間の生成物の搬送等に人による作業が存在する事業場：3 か所
- ②オルト-トルイジンを含む製剤を使用した塗装等を行う事業場：2 か所

○労働基準監督署が 38 事業場に対し膀胱がんの病歴を有する者（労働者・退職者）の状況を確認し、聞き取り等に基づく範囲で把握できた状況は以下のとおり。

A 事業場で退職者 1 名、B 事業場で労働者 1 名

○なお、A 事業場及び B 事業場については、いずれもⅠ－④（副生成物として発生等）、Ⅱ－㉞（密閉化された製造設備）に該当し、先般の福井県の事業場については、Ⅰ－㉟（原料として取扱い）、Ⅱ－㉟（密閉化されていない製造設備）に該当する。

(2) 今後の対応

○27 事業場に対し、以下の事項を指導したところであり、健康診断の実施結果等については今月中に報告を求めているところ。

- ・オルト-トルイジンの取扱作業に従事経験のある労働者に対する膀胱がんに関する健康診断の実施
- ・オルト-トルイジンの取扱作業に従事経験のある退職者に対する膀胱がんに関する健康診断の受検勧奨

○A 事業場及び B 事業場については、他の労働者の健康診断結果等を踏まえ、引き続き必要な調査を行うこととしている。

3. 調査 2 の現時点での把握内容

○調査 2 については、今月末までに労働局・労働基準監督署から報告を求めているところであるが、現時点までに、C 事業場で労働者 1 名、退職者 2 名、D 事業場で退職者 1 名が膀胱がんの病歴を有するとの情報を把握した（これらの者には、製造工程に従事した経歴が確認されていない者も含まれている。）。当該労働者等のばく露作業の従事歴の有無（オルト-トルイジンの取扱いの有無等も含む。）、ばく露状況、発症時期等を確認するとともに、発生原因について引き続き必要な調査を行うこととしている。

4. 相談窓口の設置

オルト-トルイジン等による健康障害に不安を持つ労働者・退職者及びその家族等からの職業性膀胱がん専門の相談窓口として、新たに、独立行政法人労働者健康福祉機構に専用フリーダイヤルを設置。

【相談窓口の概要】

運用開始日時：1 月 25 日（月）13 時

電話番号：0 1 2 0 - 5 1 9 - 1 8 7（携帯電話、PHS でも無料で利用可能）

対応日時：平日（13時～17時）

対応者：産業保健相談員（医師、保健師等）

サービス内容：職業性膀胱がん専門の医療的助言、病院案内等（労働者からの労災請求に係る相談は労働局・労働基準監督署を紹介）

全国の労働局・労働基準監督署においては、引き続き事業場・労働者等からの各種相談（ばく露防止対策、健康管理対策、労災補償関係）に対応するとともに、全国47の産業保健総合支援センターにおいても、引き続き専門的相談（医療的助言、病院案内等）に対応。

5. 福井県の事業場に係る対応

12月3日に複数の膀胱がん患者（労働者4名、退職者1名）がいることを労働局で把握した福井県の事業場については、これまで、労働局・労働基準監督署において断続的に立入調査・指導を実施し、作業実態や取扱物質の確認、関係者から事実関係の聴取等を行うとともに、緊急のばく露防止対策や膀胱がんに関する健康診断を実施するよう指導している。また、独立行政法人労働安全衛生総合研究所による専門的な災害調査については、12月16日に予備的な現地調査（一部試料の採取等）、1月20日～22日に本格的な現地調査（オルトトルイジン等取扱原料及び生成物等について、試料の採取及び作業におけるばく露測定等）等を実施。厚生労働省としては、引き続き、オルトトルイジンを中心に原因の究明作業を行う。

また、平成28年1月21日現在、3名の方から労災請求がなされている。